

道は殆どないと言つて宜し。

第八十表 小作人の經常收入内詳 (總評價—單位%)

項目	中農(上) (小作七〇响)		中農(下) (小作七〇响)		貧農 (小作三〇响)		半雇農 (小作七〇响)		半雇農 (小作三〇响)	
	中農(上)	以(小作七〇响)	中農(下)	以(小作七〇响)	貧農	以(小作三〇响)	半雇農	以(小作七〇响)	半雇農	以(小作三〇响)
農産物收入	八五・九八		八四・七六		七九・七八		五六・四四		四〇・〇五	
副産物收入	七・七四		二・三二		九・〇三		七・一〇		二・五五	
畜産物收入	二・五六		七・八六		三・三六		七・四三		六・八三	
副業收入	三・六七		一・五三		二・七六		五・四四		一・八八	
勞賃收入	—		〇・五〇		二・三三		一七・七四		四〇・六四	
雜收入	〇・〇五		六・七二		一・八八		五・六六		八・〇五	
經常收入計	一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇	

(産調資料(45)の11)「農家經濟收支」四〇・六〇・九一・二一七・二三七頁参照

即ち各經營規模別純小作農家に於いて、農産物收入副産物收入の耕種收入は經常收入の九三・七二%—四二・六%を占めてをり他の企業的収入といふものは全く微々たる割合しか占めてゐない。地方によつては馬車輸送等によつて時には單なる運賃稼ぎのみならず、穀物仲買の利稍稼ぎ迄やつてゐる者もないではないが産調資料(45)第二分册二八頁参照)斯ういふ事例は上層小作農家の限られた者に止まり、畜産物收入といひ副業收入といひ、雜收入といつても彼等小作農家にとつてはほんの微々たるものでしかない。彼等は全く小作地を耕す以外には、經常的な安定した収入の道を有たない者である。而して彼等の耕種收入の割合が、下層小作農になる程低くなるといふのは、勞賃収入が殖えるために相對的に低くなる丈の事である。而してこの事は言ふ迄もなく貧困なる小作農になれば耕作資本を有たないから所要の小作地が得られないために賃稼ぎをしなければ生活が立たないからであつて、貧農半雇農等の下層小作農家に在

つては勞賃収入は全く不可缺のものとなつてゐる。この事は収入の安固さを物語るのではなくて、寧ろ、耕作農家としての資格の喪失の道行きを示すに過ぎないのである。

二、假令如何に單純な耕種收入に依存してゐやうともその絶對額が充分に大きいものであれば、問題は樂であるが事實は極く少額のものである。

第八十一表 小作人の經常收入一戸當銀額 (總評價—單位圓)

項目	七〇响以上		七〇—三〇响		三〇—一七响		七—三响		三响未満	
	七〇响以上	以(三〇响)	七〇—三〇响	以(一七响)	三〇—一七响	以(七响)	七—三响	以(三响)	三响未満	以(一响)
農産物收入	一三二・七六五		八三・五・四七		二九・一・七二		八七・三・五		三七・九・七	
副産物收入	一一・九・五三		二・二・七五		三・三・〇二		一〇・九・九		二・四・二	
畜産物收入	三九・五四		七・七・五一		一一・二・九		一一・五・〇		六・四・七	
副業收入	五六・六〇		一・五・一〇		一〇・〇・八		八・四・二		一・七・九	
勞賃收入	—		四・九・三		八・五・二		二七・七七		三八・五・二	
雜收入	〇・八〇		七・〇・八		六・八・八		八・七・四		七・六・二	
經常收入計	一五四四・一二		九八五・七〇		三六五・六五		一五四・七七		九四・七九	

(前掲書四〇・六〇・九二・二一七・二三七頁参照)

試みにこれを他の耕作農家の收入額と比較對照して見ると次の如くである。

右のうち、一樣に耕作農家といつても、地主兼自作農家は一面には、大地主として、四三・二%乃至一六・一%の小作料収入を得てゐるのだから、他の耕作農家と同じに考へる事は出来ないのであるが、爾餘の耕作農家は何れも全力を擧げて自作地又は小作地の耕作に傾倒してゐるのである。然るに、農村構成上の地位に於てはほと同様の状態にある各々の農家群別内に於いて、純小作農家の收入額は常に最下位に在ることを知るのである。

第八十二表 耕作農家に於ける經常收入一戸當金額の經營様式規模別比較(總評價—單位圓)

様式別	群別		富農		中農(上)		中農(下)		貧農		半農		半雇農	
	規模別	規模別	1000响以上	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响	1000-10000响
地主兼自作	45,536.66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自作	4,586.51	1,935.33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自作兼小作	3,009.41	1,913.69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(前掲書、各群別、様式別、規模別合計一戸當欄参照)

元來滿洲農業全體の發展段階が、經營の多角化もされず集約化もされず、比較的單純で素朴な限度を越えてゐない状態に在るのであるから、農家の經濟收入が比較的單純な耕種收入に頼り過ぎるのは當然の結果なのであるが、問題は、他の耕作農家に比して、小作農家に於いては最も單純であり、而もその收入額に於いて斯くの如く低位にあるといふ點である。

三、斯くて小作料を全然又は一部分負擔しなくてよい自作農家又は自作兼小作農家に較べて、經常的收入に於いては低額しか得られない上に小作料の負擔をせねばならぬ小作農家は如何なる臨時收入でこれを補填してゐるか。

第八十三表 小作人の臨時收入内詳 (總評價—單位%)

項目	中農(小作七〇响以上)	中農(小作七〇-一三〇响)	貧農(小作三〇-一七〇响)	半雇農(小作七-一三响)	半雇農(小作三-七响未滿)
	借入額	六九・九九	七七・一九	八三・六九	八六・九七
同收額	三〇・〇一	四〇・五	三・八二	九・七五	二・一五
土地賣却	—	七・八七	一・五六	—	一・三四
大家畜賣却	—	三・五二	三・二八	—	—
其他	—	七・三七	七・六五	三・二八	一八・三五
臨時收入計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(前掲書四〇・六〇・一九・二七・三三七頁参照)

即ち臨時收入の大部分は負債によつて賄はれてゐるのである。彼等はずっと賣るべき土地はない。表に若干の比率で出てゐるのは實際の件數に於いては海倫(17)望奎(18)富裕(李地房子)(9)番農家の三つの事例であつて(前掲書六〇、九二、一四九頁)前年度には幾何かの土地を有つてゐたが全く手離して了つて純小作に顛落して了つた僅かの事例に過ぎない。大家畜とても彼等が必要な最少限度しか有つてゐないのであるから、此等を手離すといふのは餘程の事情からである。其他の臨時收入といふのは他人からの贈與、家屋家具の賣却、結納金等の類で斯うして見ると全く其時一時限りの實に頼りない收入でしかないのであつて、落ちゆく處、借金以外に途はないといふ事である。(負債に就ては本節(三)参照)

斯る臨時收入が如何程迄に彼等の經濟の足しになるかといふに、有たない者程經常的な收入の途も狭いが又臨時的な收入も幾何もない有様である。

第八十四表 小作人の一戸當經常收入と臨時收入との比較 (總評價額に就き)

金額	經常收入				臨時收入			
	70响以上	30响以上	7响以上	3响以上	70响以上	30响以上	7响以上	3响未滿
經常收入	一、五四四・一二	九八五・七〇	三六五・六五	一五四・七七	九四・七九	一五四・七七	九四・七九	一五四・七七
臨時收入	七七・七一	九六・四七	五八・〇五	二〇・五一	一五・七三	二〇・五一	一五・七三	一五・七三
總收入に對する割合	九五・二%	九一・一%	八六・三%	八八・三%	八五・八%	一一・七%	一四・二%	一四・二%
經常收入	四五・二%	八一・一%	一三・七%	一一・七%	一四・二%	一四・二%	一四・二%	一四・二%
臨時收入	四・八%	八・九%	一三・七%	一一・七%	一四・二%	一四・二%	一四・二%	一四・二%

(附表第十九第二一參照)

かくて、經常收入に於いて下位であつたより以上の慘めさを認めざるを得ないのである。

第八十五表 耕作農家に於ける臨時收入一戸當金額の經營様式規模別比較 (總評價一單位圓)

様式別	富農		中農(上)		中農(下)		貧農		半雇農	
	200响以上	100-200响	100响以上	50-100响	30-50响	10-30响	10响以上	5-10响	5响未滿	3响未滿
地主兼自作	五三・四九	八三・四三	一一・〇〇	一一・五五	一一・六六	一一・六六	一一・六六	一一・六六	一一・六六	一一・六六
自作	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六	三六・九六
自作兼小作	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九
小作	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九	三〇・七九

(産調査料(45)の(11)「農家經濟收支」各群別様式別規模別計參照)

負債を起すにも擔保が有り、何か賣らうと思へば賣る物を有つてゐる農家は、いざとなれば臨時の收入の途はいくらでもあり、結納金でも香奠でも持てる者程多く集まる道理で、表に掲げた數字を見れば一目瞭然である。

四、斯の様に、經常收入に於いても臨時收入に於いても、同じ耕作者であり乍ら、小作農家の經濟收入は他の耕作農家に比して最も貧弱である。而も尙斯る貧弱な收入で以て負擔してゐる小作料は、收入に對して直接どれ位の重味となるかを考へると次の如くである。

第八十六表 小作人の經濟收入に對する小作料の一戸當比重 (總評價一單位%)

總收入百に對し	70响以上		30-70响		7-30响		3响未滿	
	25・四	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七
經常收入百に對し	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七
農業的収入百に對し	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七	26・七

(附表第二一參照)

度々斷るが此處に謂ふ小作料は附加物や義務勞働を除いた穀物又は現金の主要小作料のみに就いてあり、又康徳元年度に於ける小作料は減免等が多く行はれ現在よりも高くなつてゐるのである。又右の表によれば、七响未滿の小作農家になれば、下層になる程小作料の負擔は輕いかの様に思はれる。然し乍ら事實はさうではないのであつて前にも述べた様に、此等の下層小作農家は經濟力が特に貧弱なため所要の小作地も思ふ様に得る事が出來ないために、家族の一部は最早純然たる雇農として賃稼きをしてゐるのである。だから、表に示された此等半雇農の小作料負擔の低率は、小作料が廉いたためではなくて、却つて其の反對に彼等にとつては小作料が高いために、より多く賃稼き等の耕作以外の仕事に走らねばならない結果としての低率なのである。

だから、これを小作地全體に就いて一响當りの収入評價額に對する實納小作料評價額の割合を検討して見ると次の如くである。

第八十七表 一响當小作地收入に對する小作料の割合 (單位%)

海倫	二二%	呼蘭	三八%	安達	二五%	拜泉	三五%
望奎	二二%	巴彥	—	肇州	三六%	明水	三六%
綏化	三六%	青岡	二五%	富裕	三三%	克山	二五%
慶城	三六%	蘭西	二五%	訥河	二〇%	龍鎮	三〇%

○小作關係並に慣行篇二三七—三三八頁參照

要するに小作人の經濟收入は、經常的な部門に於いても臨時的な部門に於いても、他の耕作農家に比べて最も貧弱で不安定であり、頼り些いものであるといふ一言に盡きる。彼等は専ら耕作のために働いて、足りなければ負債をする。そして出来る限りの工面をして小作料を納め、自家獨立の耕作を続けたいのであるが、それが出来なければ仕方なく自家耕作を斷念して、最早半雇農としての賃稼ぎに道を求めるより外はない。些かでも企業的な利潤でも目標にして向上の道に進み得るものは極く少數の上層小作農家のみであつて、大多數は収入は貧弱なのに小作料は重い。小作料が重いから經營も生活も苦しくなつて収入の道は益々狭められるといふ因果關係に絡まれて、次第に窮乏の淵に沈んで行く状態が看取されるのである。斯る傾向は殊に貧農以下の下層小作農家になればなる程甚しくなつてゐるのである。

(二) 小作人の經濟支出と小作料

そこで經濟支出の部門が問題となる。収入の主要なる部分を小作料の負擔に充當しなければならぬ小作農家に於いて土地の生産力を維持培養し彼等の生活力を恢復し充實せしめ、幾分なりとも民生を厚くし國富の強化に寄與し得る如き状態にあるならば、假令收入部門に於て相當に重い小作料負擔であつても問題は尙若干の寛りを残すであらう。然し乍ら事實は反對である。支出部門に現はれた結果は、小作料の重壓は農家の耕作經營に必要不可欠な生産的支出を極度に切り詰め、彼等の生活力を恢復し維持するために不可欠な生活費支出を極度に犠牲にしてゐるといふ事實を明示して居る。

一、先づ經常支出に就いて検討して見よう。差當つて其大きさが問題である。そこで一戸當の大きさを耕作農家の經營様式規模別に比較して見ると次の如くである。

第八十八表 耕作農家に於ける經常支出一戸當金額の經營様式規模別比較(總評價、單位圓)

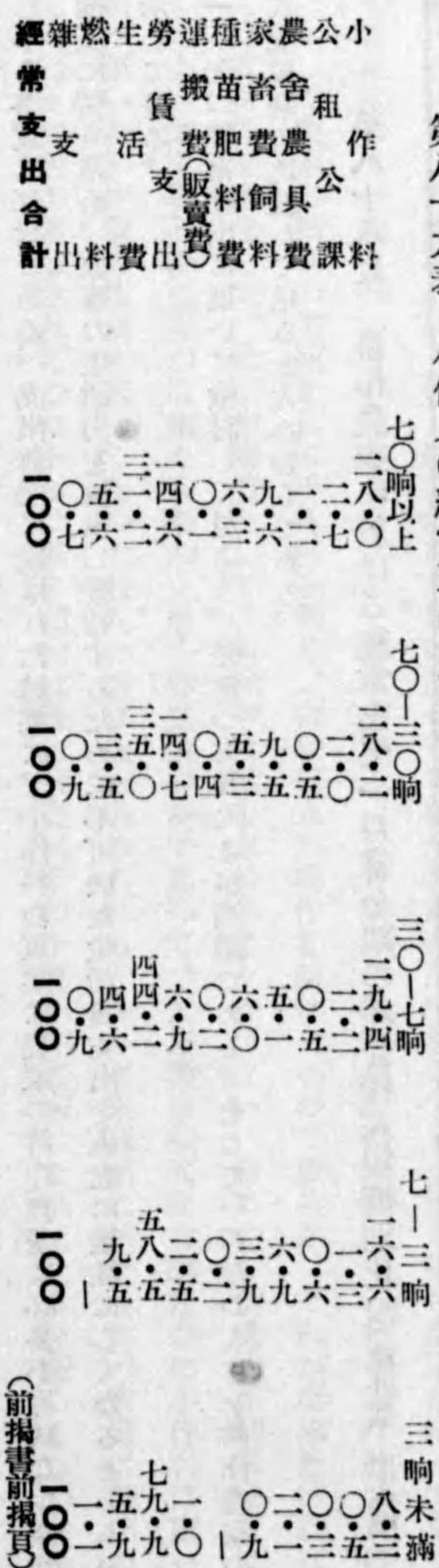
群別	規模別	富		中農(上)		中農(下)		貧		半雇		雇農	
		以上	二〇响以上	一〇〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	五〇—一〇〇响	三〇—五〇响	一〇—三〇响	七响	一〇响未滿	五—一〇响	三响未滿
地主兼自作	三、七〇・二五三、三〇八・六												
自作	四、一三三・三〇												
自作兼小作	三、二七・一〇												
小作													

(産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」前掲頁)

各農家群別に於いて、稍々不規則ではあるが、小作農家は他の耕作農家に比べて著しく少額である事を確認せざるを得ない。表の若干の不規則さ、就中中農群下層農家に於いて反対の様な結果に示されてゐる如きは、規模別の縦の横り方の若干の無理や、現物の現銀への評價の際の無理のためであつて、試みに現銀文に就いて比較して見るならばこの群に於いても明瞭に小作農家が最少額であることが確認されるであらう。(前掲書前掲頁参照)

蓋し元來が収入部門に於いて最も貧弱な小作農なのであるから、當然支出も小さくなる譯なのであるが、然るにも係らず、其内譯の構成が他の耕作者に見られない小作料支出の如き費目の介入によつて全面的な大打撃を受けざるを得ないのである。主要なる各々の經常支出の割合を總観して見ると次の如くである。

第八十九表 小作人の經常支出内譯 (總評價—單位%)



即ち収入の部面では其費目の内譯は極く單純であつたのに反し、支出の部面に於いては可成り複雑となる。小作料や公租公課の負擔は勿論の事、耕作者として直接生産を営むための費用は何とでもして捻出せねばならず、家族を扶養して生命を維持し自家勞働力を恢復するための費用も缺く事は出來ず、各費目の重要性に於いてはどつちがどうと

いふ差違はないのであつて、總てが必要やむを得ざる最低限度の支出に相違はないのである。

申す迄もなく、斯る支出の中で最も主要な割合を占めてゐるのは、生活費に次ぐのは小作料であつて、農家によつては殆ど生活費と相匹敵する者すら些くないのである。他の耕作農家では全然又は一部分しかその必要のない小作料支出が、斯る重要な割合を占めねばならぬために、他の費目に決定的な影響を及ぼして居るのである。

二、話は前後するが、この地方の調査年度の小作料は普通ならば大體に於いて、物納分租ならば收穫量の四割、物納定租ならば响當り二石乃至六石(新制)、銀納ならば响當り十圓乃至十五圓といふ結果を出してゐるのであるが、参考迄に次表を掲げて見る。

第九十表 形態別契約小作料

小作料		小作料		小作料		小作料	
响當り金額	件數比率	响當り金額	件數比率	分配割合	地主	小作人	計
十圓未満	二・二%	全收穫三割分金額	五・五%	同	二	八	一〇
十圓以上	三・三%	金納代金納小計	一〇〇	同	三	七	一〇
十五圓以上	二・二%	二石未満	二・四%	同	四	六	一〇
賣却金額の四割	一・六%	二石以上	一・七%	同	三	七	一〇
金額 二石分未満	二・二%	三石以上	一・八%	同	四	六	一〇
同 二石分以上	二・二%	四石以上	一・七%	同	三	七	一〇
同 四・五石分以上	二・二%	六石以上	一・五%	同	三	七	一〇
		高石當り	三・八%	計	七	三	一〇

(小作關係並に慣行篇「三六頁に據る)

右の小作料率は実際には必ずしもこの通りには實行されてゐないのであつて、年により場合によつて適宜減免や延期等が行はれて居り、その實納されたる小作料が實際に小作農家の經濟收入にとつて、及びその小作地の收益に對して如何程の重みとなるかは既に前項に述べた通りである。

响當りでは右の如き慣行の小作料が、小作人の經濟全體として見れば、單に經濟的な支出部面のみならず、前述べの如く生活費に次ぐ重い割合を占めてゐるのであるが、支出部面全體の中に於ける割合を次表に就いて考察すれば、問題はますますこし正確になつて來るだらう。

第九十一表 小作人の經濟支出に對する小作料支出の戸當比重(總評價1單位%)

支出總計百に對し	七〇响以上	七〇—三〇响	三〇—一七响	七—三响	三响未満
經常支出合計百に對し	二六・九	二六・一	二七・〇	一五・五	七・六
農業的支出小計百に對し	八二・〇	二八・〇	二九・三	一六・五	八・二
	四五・九	四七・〇	五八・四	五二・〇	六一・八

(附表第二十一参照)

もともと小作人の支出が極端に切り詰められたものだから臨時支出の如きはほんの限られた微細なものであつて、支出總計に對して比率を取つて見ても經常支出のみに對した場合と差して大きな違ひは生れて來ない。

而して經營規模別に支出總計に對する割合と經常支出計に對する割合のみを見ると、上層農家に於いて重く、下層に於いて軽いかのやうな誤解を招き易いのであるが、これは前にも言つた通り、決して小作料の廉いための低率ではないのである。この事は、彼等の農業的支出のみに對する割合で見れば一目瞭然であつて、小作農の農業的支出の大半は小作料の爲に仕拂はれて居り、而も下層農家になれば却つて其比重を増大して居るのである。即ち勞賃收入で生

活費を賄はねばならなくなつて居る貧農・半雇農等の下層農家になればなる程、小作地に關しては不利な出費に甘んじなければならぬ事を物語つて居るのである。

更に小作料と關聯して考へなければならぬのは、公租公課である。前に地主の經常支出の分析に際して述べた事の逆が此處では言はれるのであつて、小作人の公租公課の負擔の一部分は、實は變形されたる小作料に外ならない。

第九十二表 小作人の經常支出に對する公租公課の割合(總評價1單位%)

公租 公課(A)	七〇响以上	七〇—三〇响	三〇—一七响	七—三响	三响未満
同 (B)	二七・三	二〇・四	二一・八	一・一三	〇・四二
同 小 計	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇五	〇・一六	〇・一三
	二・七六	二・〇七	二・二三	一・二九	〇・五五

(産調資料(45)の(11)「農家經濟收支参照」)

右のうち公租公課(A)のうちの土地課税の殆ど大部分は地主から轉嫁されたものであつて(詳細は「小作關係」篇一五三頁及び産調資料(45)の(14)租税公課篇二六〇頁参照)、實質的な小作料支出の割合は更にこの部分が加算されて考へられねばならず、さうすると小作料的支出の割合はもつと高率の數字となつて表はれるであらう。

三、然らば斯る割合の小作料支出は、他の生産的支出に對して如何なる影響を與へてゐるか。この項の始めに小作人をして必要不可欠な生産的支出を極度に切り詰めさせてゐると言つたが、それはどんな状態になつてゐるのか。生産的支出のうち最も主要な部分を占める家畜費飼料と勞賃支出とに就いて検討して見やう。

1. 家畜費飼料

第九十三表 耕作農家に於ける家畜費飼料の經營様式別比較

(經常支出に對する割合—總評價—單位%)

樣式的規模別	群別		中農(上)		中農(下)		貧農		半雇		雇農	
	富農	農	100响以上	50-100响	100响	50响	100响	50响	100响未滿	50响未滿	100响未滿	50响未滿
地主兼自作	12.9	12.9	—	—	8.0	—	—	—	—	—	—	—
自作兼小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地主兼自作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自作兼小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地主兼自作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自作兼小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地主兼自作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自作兼小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(同前掲書、前掲頁)

こゝに家畜費といふ中には豚の購入費の如き全く自家消費のための支出も含まれてゐるのであるから、右に掲げた費用の全部が直接農耕の爲に充當せられてゐるといふ事は出来ないものであるが、この費用で最も主要なものは大家畜の飼料であつて、その他装蹄費、去勢費、家畜醫療費等を含み、殆んど大部分は役畜と見て差支へない。表に示された結果は不規則にはあるが、小作農家に於いては他の耕作農家に比しずつこの費用が切り詰められてゐることを

遺憾なく物語つてゐる。而してこの數字の不規則さはむしろ規模別の横の線の截り方が必ずしも嚴密なる經營學的方法に従はれず、農家の貧富、生活程度の差異等を考慮に入れて、經濟的社會的活動力全體を區別する事を主眼としたからであらう。

問題を明かにするために、純自作農家と純小作農家のみに就いて、同一の耕作面積高別に分類して、所有役畜一頭當りの耕作面積を参照して見ると次表の如くである。

第九十四表 自作別役畜(成)一頭當り耕作面積 (單位响)

耕作面積	純自作	純小作
一响以上	4.8	6.8
五响以上	4.4	3.6
一〇响以上	4.8	5.4
二〇响以上	4.9	8.2
五〇响以上	7.2	8.4
一〇〇响以上	6.8	7.0
一响以上計	5.7	7.3

(産調資料(45)の3「農業經營」篇 四一頁参照)

斯うして見ると小作農家に於いては自作農家に比して役畜一頭當りの耕作面積は常に遙かに大きい。といふことは畜力の利用がより合理的に有利に行はれてゐるといふのではなく、極端に畜力費を切り詰めるために、より少數の役畜を成るべく廣い耕地に無理をして働かしてゐるといふ事實を立證してゐるに過ぎないのである。

2. 勞賃支出

第九十五表 耕作農家に於ける勞賃支出の經營様式別比較

(經營支出に對する割合—單位%—總評價額に就き)

群別 規模別	富農					中農(上)			中農(下)			貧農		半雇		雇農	
	300响以上	100-300响	100-100响	50-100响	50响以上	100响	50-100响	50响	50响	50响	50响	50响	50响	50响	50响	50响	50响
地主兼自作	三七	三五・六	三九	三六・七	二四・六												
自作兼自作		三三	三三	三九													
自作兼小作		三四	三三	三六・七	一四・六												
地主兼小作	一・三三・七	九三・〇	一・三三・六	五六・九	二七・三												
自作兼小作	一・三三・六	五三・六	一・三三・六	五三・六	二七・三												
自作兼小作	一・三三・七	九三・〇	一・三三・七	五三・六	二七・三												
小作	一・三三・七	九三・〇	一・三三・七	五三・六	二七・三												
(一戸當金額—單位圓—總評價)																	

(産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」参照)

即ち小作農家にありては他の耕作農家に比して、割合から言つても最低率の、一戸當金額から言つても最低額の勞賃しか拂つてゐない事が明らかである。此處で勞賃支出といふのは自家勞力は全然計算に入れず、専ら雇傭勞働力に對する現金並に現物賃銀の支拂を指してゐるのであるから、上層農家になる程比率も金額も高くなるのは當然であるが、此處で問題にしてゐるのは經營様式別に見た横の比較なのである。各々の農家群別に於いて、小作は他の自作等の農家に比して常に自家勞力が豊富であつて、雇傭力をより尠くしか必要としないといふ事はあり得ないのである。

苟くも耕作農家であり、耕地の面積に關する限り、それに必要な最低限度の勞力はほど定つてゐるのである。而して、滿洲農業の特殊性は、現在の技術の發達段階に於ては短い農繁季に一時に多數の勞力が集中的に偏倚して要求せられるのであつて、殊に耕地面積が大きくなる程其度合は甚だしいのである。だから自作であらうと小作であらうと、正當の収益を擧げるためには勞賃の出し惜しみは出來ないし、又實際經營費の最も必要なものとしてこの費用は相當の無理でもして捻出してゐるのが實狀である。然るに小作農家に於てのみ著しく低率であり低額であるといふのは、其處に不可欠な生産費が犠牲にされてゐるといふに外ならない。而してこの低率は、耕作面積の縦の刻みが小作に於ては他に比して面積の大きさのみに關する限り稍々大きく刻まれてゐる事を考ふれば、もつと低率であらう事は察するに難くない。

だから此處でも同一面積の耕作面積高別に純自作と純小作の農家に於ける常時勞力一人當りの耕作面積を割り出して見ると次の如くなる。

第九十六表 自作兼小作別常時勞力一人當り耕作面積 (單位响)

耕作面積	純自作	純小作
一响以上	一・四九	一・五九
一响以上	二・八二	三・〇九
一响以上	四・三一	四・五八
一响以上	五・七八	六・八四
一响以上	七・三七	六・九九
一响以上	六・三七	九・一〇
一响以上	四・七七	五・四〇
計		

此處で、經營面積の小さい下層農家になれば一人當りの面積が小さくなるのは、大面積の經營程有利に勞力が投下



されないといふこと、同時に、元々勞力に比して耕地が過小な爲に、月工日等の臨時被雇ひに出る者が多い爲である。而も斯る臨時の被雇ひに出る部分迄差引加算すれば、實際に自家の耕作地に働く勞力といふものは自作に比して小作の方は遙かに少くなるのである。だから右の表で小作農の一人當り耕作面積が自作農に比して遙かに廣いといふこの間の開きは實際はもつと大きいのである。この事は役畜の場合と同様に、小作農の經營が自作農の經營よりも合理的だからの結果ではなくて、其反對に小作農が必要なものを犠牲にしてゐる結果に外ならないのである。

四、次に生活費の犠牲、これは果して實際はどうか。

第九十七表 耕作農家に於ける生活費の比較 (經評價額に就き經常支出計に對する割合—單位%)

群別	規模別	耕作農家に於ける生活費の比較 (單位%)					
		富農	中農(上)	中農(下)	貧農	農	半雇農
地主兼自作	100	100	100	100	100	100	
自作兼小作	100	100	100	100	100	100	
自作兼小作	100	100	100	100	100	100	
地主兼自作	100	100	100	100	100	100	
自作兼小作	100	100	100	100	100	100	
自作兼小作	100	100	100	100	100	100	

(産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」參照)

富農から中農貧農へと下層になるに従つて生活費の割合は大となり、金額に於いては反對に小となる事は既に一般に言はれてゐる通りであつて、換言すれば、下層になる程「手から口へ」の貧困なる其日暮しになる事は表に示された通りであるが、此處では更に小作農家の生活が他の耕作農家に比して甚だしく蝕まれてゐるか否かが問題である。此處に注目する場合比率の方では不規則ではあるが、各々の農家群別に於いて他の耕作農家より低率を示してゐる。此の事は他の耕作農家に比べて「手から口へ」の逼迫の程度の弱い事を示すのでなくて、實際は他の耕作農家では全然其必要がなく、若しくは其必要の尠い小作料支出を小作農家が負はねばならぬ爲に外ならない。「手から口へ」の生活の貧困さは却つて甚だしいのであつて、假令同じく中農の上層に屬する様な小作農であつても一戸當りの實際の生活費を較べて見れば他の耕作農家より遙かに低額であつて、貧農半雇農みな然りである。更にこれを一人當りの生活費に就いて見れば問題は尙明瞭となる。

第九十八表 自作別家族一人當り生活費 (單位圓)

群別	自	作	總評價	現銀	小作	總評價	現銀
半雇農	二响未滿	一六四四	一〇八三	三响未滿	一四九七	九三一	
貧農	二一五响	二二二八	一一五八	三一七响	一三五九	七八九	
中(下)	二〇一五〇响	三〇五五	一〇四〇	七一三〇响	一八五九	八五三	
中(上)	五〇一〇〇响	三四四八	九一三	三〇一七〇响	二六五九	九一七	
富農	一〇〇响以上	三七六五	一六六一	七〇响以上	二〇〇二	四八九	

(註) 總評價一人當りは前掲書より作製、現銀一人當りは「租稅公課」篇四〇一—四〇二頁より抄出)

即ち總評價に於いても現銀に於いても、自作農の支出と小作農の支出とは劃然たる一線を以て割される程低額であ

つて、それ丈小作農の生活は犠牲にされてゐる譯である。

而して、一般に農家の生活費に就いて言へば、他の耕作農家に於いても、亦上層農家に於いても、全體として生活程度が低いのであるから、小作農のそれが特に低いといふのは單に質素であるといふ事では片附かないのであつて、明らかに彼等の活動力乃至は健康といふものを犠牲にしての質素であると言はねばならないのである。

五、以上は主として經常支出に就いてであつたが、臨時支出に於いてはどうなつてゐるか。そのうちで直接生産の維持擴張に役立つ費目に就いて見ると次の如くである。

第九十九表 小作人の生産的臨時支出 (臨時支出合計に對する割合)

土地 購入	七〇响以上	七〇一三〇响	三〇一七响	七一三响	三响未滿
大家畜 購入	—	七・三%	一・四%	—	—
大農具 購入	—	六・八%	二〇・九%	二・九三%	一・六%
土地 購入	前	〇・二%	四・二%	四・〇%	〇・四%
大家畜 購入	—	四・七六(圓)	〇・四一(圓)	—	—
大農具 購入	—	四・四八	六・〇二	二・〇〇(圓)	〇・二二(圓)
	—	〇・一八	一・三二	〇・二七	〇・〇三

(産調資料45の11「農家經濟收支」参照)  
(總評價一戸當金額)

即ち、比率に於いては時に高い數字を示しても、其實際金額は極零細なものであつて、事例から言へば、ほんの一二の例外的場合でしかない。尤も土地購入の費目では前年度迄は純小作であつたけれども、新に土地を購つて今年から自家で耕作したといふ様な農家は、此處に所謂小作農家群には含めてないのであるが、斯る事例は比較的稀であ

つて、要するに小作農家に在つては役畜を殖やしたり、大農具を購つたりして生産を擴張するなどは思ひもよらぬ事であるといふ事が判るのである。

その他の臨時支出の費目、例へば冠婚葬祭費、醫療費の如きが又如何に裕りのない、貧困そのものを物語るが如きものでしかない事は、前節に地主の冠婚葬祭費の分析の際に述べた丈で充分であらう。

而して臨時支出の場合は臨時収入の場合に比べて、使途はいろ／＼と多岐に互つてをり、ちびりちびりと彼れや是れやに使つてはゐるが、金額から言へば洵に零細なものでしかあり得ず、經常支出と對比し總支出に對する割合を見れば全く微々たるものでしかない。

第一百表 小作人の臨時支出と經常支出との比較 (總評價額)

金額	七十响以上	七〇一三〇响	三〇一七响	七一三响	三响未滿
臨時支出	五五・八〇	六五・四八	二八・九二	八・八三	七・四三
經常支出	一、四七五・五二	九一〇・一一	三三三・三五	一一八・七一	九七七・七五
總支出	三・六%	六・七%	八・〇%	六・四%	七・一%
臨時支出に對する割合	九六・四%	九三・三%	九二・〇%	九三・六%	九二・九%

(附表第二十參照)

斯くの如き臨時支出の一戸當金額を他の耕作農家と比べて見れば次の如くである。

即ち彼等の臨時支出は同位の他の者に比べて常に最低位であつて、冠婚葬祭があつても無い袖は振られず、病氣に罹つても醫療費を拂ふよりは自然の恢復を待つといふ様に、同じ耕作農家で同じ様に働かねばならぬ立場にあり乍ら其費用は無理に無理を重ねて切り詰められてゐるのである。

第百一表 耕作農家に於ける臨時支出一戸當金額の比較 (總評價 單位圓)

樣式別	富農		中農(上)		中農(下)		貧農		半雇		雇農	
	100响以上	50-100响	100响	50响以上	100响	50响	100响	50响	20响未滿	5-20响	20响未滿	3响未滿
地主兼自作	427.43	433.48	299.31	271.26	213.03	187.03	161.00	135.85	107.64	107.64	107.64	107.64
自作兼小作	427.43	433.48	299.31	271.26	213.03	187.03	161.00	135.85	107.64	107.64	107.64	107.64
小作	427.43	433.48	299.31	271.26	213.03	187.03	161.00	135.85	107.64	107.64	107.64	107.64

(産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」参照)

六、以上に小作人の經濟支出の部面に就いていろ／＼と言つた事を一括すれば要するに次の如くである。

- (1) 小作農家の經濟支出は他の耕作農家に比して常に甚だしく低額である。これはもと／＼収入が少いのであるから蓋し當然の歸結ではある。
  - (2) 然るにも拘らず、彼等は耕作農家として他の自作等に劣らず多方面に亘る支出を、假令ちびり／＼とであつても支出せねばならぬ。
  - (3) 加ふるに彼等は土地を有しない耕作者として過重な小作料を支出せねばならぬ。
  - (4) もと／＼少額の費用を以て他に全然又は一部分不必要な小作料を負担するために、勢ひ他の支出を思ひ切つて切り詰めざるを得ない。だから其處には
- A 生産的支出の犠牲がみす／＼忍ばれねばならぬ。

B 同時に生活費の犠牲は勿論の事である。

この事は他の耕作農家と比較對照して考察すれば、單により勤勉であるとか質素であるとか言つて濟ませる程度のものではなく、土地の生産力を急速に低下せしめ、彼等自身の活動力を猛烈に減殺せねばやまぬ程度、國家的見地より憂ふべき程度の犠牲である。といふ結果になつてゐるのである。

(三) 小作人の債務奴隸的現状

一、前述の如く、収入の道は狭少で貧弱なのに、支出の方はさらだに多岐に及ぶのに加へて、小作料の重壓は小作人の經濟收支をして非常な無理をさせねばやまないものである。

第百二表 小作人一戸當經常收支差引 (不足(一)・殘額(二)單位圓)

規 模 別	現 銀	總 評 價
70响以上	(一) 700.07	(一) 686.60
70-100响	(一) 533.61	(一) 755.59
30-70响	(一) 281.28	(一) 333.29
7-30响	(一) 49.96	(一) 263.38
3响未滿	(一) 75.51	(一) 29.96

(前掲書)

先づ經常收支差引に就いて見れば右の如くであるが、現銀のみに就いて言へば、各群別例外なしに不足である。現物を含めた總評價に於いては、不足額に比べて幾らか宛餘剰を示してゐるけれども、これは舊曆の年度末で締切つてあるので、また收穫直後の手持ち豊富な時期であるから、次年度の收穫期迄の持越し額を考慮すればこれも亦例外なしに不足となる事が肯ける。元來調査の經驗から言へば、殊に小作農などになると収入は内輪に、支出は大袈裟に言

ふ傾きがあかるら、この一年間支の結果を其儘鵜呑みにする譯にはゆかぬけれども、斯る用心と参酌とを以つてして

も尙彼等の一年間の收支状況は常に不足の状態にある事は明らかなる事實とせざるを得ない。  
これに貸借關係の費目を除いた臨時收支を加算して考へて見ると、不足が些しでも補はれるどころか、却つて増大されるであらう。前項にも觸れた通り、もともと物を持たない小作人は借金するより外に臨機應變の収入の道はないのに反し、不時の消費といふものは如何に切り詰めてもちびりちびりと避ける事は出来ないからである。だから、彼等に在りて收支の均衡といふ事は到底望まれることは出来ない。

而して斯る半永久的不足と缺乏の状態が彼等の日常生活に及ぼす影響の強さは、單に一年間の収入と支出とを合計差引した丈では判らないのであつて、實相はもつと深刻なものである。必要な時に必要な現銀や現物があれば、假令多少の不足はあつても幾らか凌ぎ易いが、農繁季の最も重要な時期に現金も涸渇し、穀物の蓄へも不足して來るのが實狀であつて、下層農家になればなる程、困窮と疲勞とを強く感じなければならぬのである。

二、斯る状態を凌ぐ唯一の道は負債である。

第百三表 小作人の借入額と貸付金回収額

借入額		貸付金回収額	
比	率	比	率
一戸當	六九・九九	一戸當	七三・九一
一戸當	五四・三九	一戸當	七四・四六
一戸當	三〇・〇一	一戸當	四〇・五
一戸當	二二・三二	一戸當	三・九一

（臨時収入計に對する比率・單位%）  
（總評價一戸當・單位圓）

中農(小作七〇)		中農(小作七〇)		貧農(小作三〇)		半雇農(小作七)		半雇農(小作三)	
(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响
八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九	八三・六九
一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四	一七・八四
九・七五	九・七五	九・七五	九・七五	九・七五	九・七五	九・七五	九・七五	九・七五	九・七五
二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇

（前掲書四〇・六〇・九一・二一七・二一七・三三三頁参照）

即ち臨時収入の七割以上は借金であつて、貸付金の回収額の如きは七十响以上の小作に稍認められる丈で、小作人全體としては借金の比率と金額に比ぶれば全く問題にならない。

第百四表 小作人の貸付額と借入金返済額

貸付額		借入金返済額	
比	率	比	率
一戸當	一六・三三	一戸當	一七・三二
一戸當	九・一一	一戸當	一一・三四
一戸當	三八・四二	一戸當	四七・七四
一戸當	四六・五五	一戸當	三一・二七

（臨時支出計に對する比率・單位%）  
（總評價一戸當・單位圓）

中農(小作七〇)		中農(小作七〇)		貧農(小作三〇)		半雇農(小作七)		半雇農(小作三)	
(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响	(上)响以上	(下)一三〇响
五・四六	五・四六	五・四六	五・四六	五・四六	五・四六	五・四六	五・四六	五・四六	五・四六
一・五八	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八
二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七	二〇・九七
一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三
〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七

（前掲書四〇・六〇・九一・二一七・二一七・三三三頁）

反對に臨時支出の方から見ると貸付額は、借金の返済額に較べると比率に於いても金額に於いても、これ又遙かに微少である。而も小作人の貸付先は投資其他の利廻り良く回収出来る様な性質のものではなく、持たない者同志の義理に絡まれた貸付なのであつて、多くは最も歩の悪い貸付でしかない。それならば返済額が高率で金額も多いのは、實際に生産的基礎に根ざした返済能力があるからかといふと、左様ではない。彼等の負債の性質が公の低利資金や餘裕の残された性質のものではなくて、多くは個人の地主や高利貸等の取立ての厳しい切ツバ詰つた負債であるからである。萬難を排してこれ丈は返済して置かないと後がどうにも首が廻らなくなつて了ふから、返済能力があつても無くても無理算段して、辛うじてこれだけ返したのである。

だから結局年度末で締切つて負債と貸付とを精算して見ると次表の如くなる。

第百五表 小作人の年度末現在一戸當負債額と貸付額 (單位圓)

規模別	七〇响以上	七〇—三〇响	三〇—七响	七—三响	三响未満
負債額(現銀)	九・二〇	一〇八・七九	四五・六七	二〇・一一	五七・四九
負債額(總評價)	九・二五	一一八・八九	五二・五一	二二・九二	五七・九四
貸付額(現銀)	一七・四五	八・七六	一八・八一	二・五一	二・二〇
貸付額(總評價)	一八・八四	一四・二五	一九・〇七	二・九二	二・三八
差引(貸)(現銀)	(+) 八・二四	(-) 一〇〇・二三	(-) 二六・八六	(-) 一七・六〇	(-) 五五・二九
差引(借)(總評價)	(+) 九・五九	(-) 一一四・六四	(-) 三三・四四	(-) 二〇・〇〇	(-) 五五・五六

(前掲書前掲頁より)

斯くて累年繰り越されて来た負債は嵩み嵩んで、結局差引して若干なりと貸になつてゐるのは唯七〇响以上の中農群上層小作農家のみであつて、他は全部現銀に於いても總評價に於いても多額の借になつてゐるのである。就中注目すべきは、一年間のみの貸借額は微少な下層農家が却つて累年の負債額は多額となつてゐる事實であつて、彼等が負債に縛られること如何に年久しきかと察せられるのである。

説明の都合上から先づ最初に収入を説明し、次に支出に就いて述べ、そして其收支の均衡と負債といふ順序を踏んだのだけでも、多くの小作人の實際生活の順序としては逆である。彼等は若干の小作を営むために先づ借りる。土地は勿論であるが、食糧を借り、種子を借り、現金を借りて始めて諸般の支出をする。一年中の殆ど全期間を借り手として、借りと支出に追はれてやつと收穫する。收穫して始めた収入といふ聲を聞くのであるが、此の時期は誰でも彼でも決済を待つてゐる。一年間缺乏に追はれ乍ら働き続け收穫してホツと息をつくのはほんの一刹那に過ぎず、年關の爆竹の音とともに又再び借りと支出の生活が繰り返されて行くのである。

三、然し乍ら彼等の負債の用途が生産的な方面に向けられてゐる間はまだよいが、それが單に生活のための負債になつて了へばもう破局が近い。

第百六表 小作人の負債の用途別割合 (年度末在負債額總計百に對し—單位%)

用途別	七〇响以上	七〇—三〇响	三〇—七响	七—三响	三响未満
生活費	〇・四五	四五・八六	三六・二一	七六・八九	二八・三一
生活費關係臨時支出	—	一・六六	一七・二八	一一・四九	三三・八七
農耕費	九九・五五	三四・八〇	二九・六四	〇・〇九	二八・九六
農耕費關係臨時支出	—	八・八七	八・二一	一・五〇	—
租税公課	—	〇・七三	一・三九	—	〇・〇三
舊債返還	—	三・七一	四・六七	—	二・二四
投資貸付	—	—	—	一・四五	—
其他	—	—	—	七・七一	一・七七
不明	—	四・三七	二・六〇	〇・八七	四・八二

(貸借關係「篇二三一—四頁第六表より」)

農家經濟の實際の遣り繰りはなか／＼微妙であつて、單なる聴取り調査のみでは鵜呑みには出来ないけれども、大體の傾向に於いて表の結果に近いものと考へると、小作人の負債の性質は一應明かになる。即ち、

(1) 全體を通じて最も大きい割合を占めるのは生活費關係の負債である。而してこの割合は下層小作農になればなる程高率となり、全負債の大半はこのために使はれる。

(2) 次に大きいのは農耕費關係の負債であるが、この割合は生活費とは反對に上層農家になる程高率となり、就中

七〇响以上の中農群上層小作農家に於ては負債の殆ど全部がこれである。

(3) 舊債返還の爲の負債は地主や富農其他の耕作農家に比すれば低率であるが、これは地主や富農等に在つては春耕貸款その他の有利なる新債を以つて不利なる舊債を肩替りする事が出来たの反し小作人はそれが出来なかつた事を示すに過ぎない。

(4) 地主の場合に最も特長的であつた投資貸付の爲の負債は小作人の場合には殆ど皆無と言つてよろしい。若しありとしても、それは先にも言つた義理に絡まれた最も不利なものでしかない。

換言すれば、小作人就中下層小作農の負債は喰うて耕して小作料を納めるためのものでしなく、高利を拂つて益々固定化する傾向の強いものである。

四、而して又一方、小作人の負債の借入先を調べて見ると次の如くである。

第七七表 小作人の負債の借入先別割合 (年度末現在負債總計百に對し、單位、圓)

借入先別	規模別	七〇响以上	七〇—三〇响	三〇—七响	七—三响	三响未満
農家	營利的貸付業者	〇・四五	六八・三二	七二・六二	六一・六八	八八・九〇
商人	營業者	九九・五五	二二・七六	一・四七	〇・三三	〇・四八
春耕貸款	不明	—	〇・七五	一〇・九五	四・九五	三・三一
不	明	—	八・一七	一五・六三	—	七・三一

○ 貸借關係 篇七九—八〇頁第十七七表より

即ち小作人の負債はその借入先に就いて見ても甚だしく不利なものである事は表の示す通りである。即ち、

(1) 春耕貸款の如き最も有利な借入先の恩恵からは土地を有しない小作人は全く除外されてゐる。

(2) 營利的貸付業者のうち、當舖の如きは所謂「唯一の庶民金融機關として古くから發達して來たもの」であつて「舊政權時代に於ても當舖の存在を重要視し、又自ら各官銀號をして多數の當舖を經營せしめてゐたのである」がこれを利用して居るのは中農上層の九九・五五%と貧農の一・四七%のみであつて、金目になる質草など持つてゐやう筈のない多くの下層小作農にとつては全く利用の外である。

(3) 商人、雜業者からの借入は七〇响以上の小作を除く各群農家に於いて相當に見られるが、これ等は條件の厳しい現銀貸借が主となつており、小作人にとつて不利なものが多い。

(4) 最も高率を占めるのは農家からの借入れであつて、ちよつと目には有利な様に思はれるのであるが、實際はこれが問題なのである。就中、下層小作農になる程この率は高くなるのであつて、屯の農家同志の外にはもう金を借りる宛先もないといふ實狀であるが、もつと大事な事は彼等の債權者である農家は誰かといふ事である。小作人、就中下層小作人にとつて債權者となるのは、彼等自身の地主が大部分であつて、「高率地代の搾取者たる地主はこの様な貸借關係の線を通じて小作人をその土地の上に緊縛し、益々高率な小作料の收得を確保すると共に、小作人の地位をして益々隷屬的なものにしてゐるのである。」

(詳細は「貸借關係」篇八六—一一〇「地主小作人間の貸借關係」參照)

結局、小作人は極一部の上層の者を除けば、常に缺乏の状態にあつて、これを凌ぐためにはいつ迄も債務者となつてゐなければならぬ。然るに彼等の債務は最早生産資金としては僅かしか振り向けられず、殊に下層小作農になれ

ばなる程、もう唯單に生活費として費消するのみであつて、益々負債の重壓を重ねつゝある。而して彼等の債務者は大部分は彼等の地主であつて、小作關係と貸借關係との二重の桎梏によつて緊縛し、彼等をして益々隷屬的地位に甘んぜしめねばやまない、といふ實際の状態になつてゐる譯である。

むすび

翻つて考へると、滿洲に於ける小作問題は、小作爭議といふ様な集團的な對立抗争の形で提起された譯ではない。勿論個人的には地主と小作人間の紛議は到る處の農村で杜絶えたことがなく、行政官廳や法院などに表向きの訴訟沙汰に及んでゐることは寧ろ思ひ半ばに過ぐるものがあらう。然し乍ら、團體的な爭議といふが如きは殆ど其事例がなとい言つてよからう。だからと言つて、若しこの問題を等閑視するならば大間違ひである。又問題にするにしても、日本などに於いて小作爭議が頻發した經驗があるから、同じ經驗を繰り返さないために早手廻しをしようといふ考へから問題にするならばこれも亦間違ひである。小作爭議といふ様な經濟抗争を中心にして問題が提起されるれば寧ろ解決は簡單である。然し乍ら、斯うした經濟抗争としては容易に提起されずに、却つて寧ろ一躍して、民族的政治的な抗争として提起される怖れがある事は、既に舊政權時代の治安の不安定、建國前後の匪賊の蜂起に於いて既に經濟濟みの筈である。だから此の問題は何よりも先づ

第一に、民心の把握統一といふ立前から、政治的に而も全面的に考慮されなければならない。

客觀的事實として、現在の滿洲の農村構成は偏倚した不健全なものであつて、其最も脆弱なる部面の一つが此處に露呈されてゐるのである。だから農村をして健全にして弾力あるものに育成する爲の貧農の救濟といふ事業は、小作

問題の解決なしには無意味である。其爲には小作關係の全面的調整を織込んだ貧農對策が樹立遂行されねばならぬ。農村實態調査の結果から判斷すれば、滿洲農村居住戸數の約半ばは地主又は小作人の資格に於いて小作に關與するものである。

第百八表 農村に於いて小作に關係する戸數の割合

	地主戸數	小作人戸數	地主小作人計	調査戸數計
北滿十七箇部落	一四・七	三三・〇	四七・七	一〇〇
中滿十箇部落	一九・三	四一・七	六一・〇	一〇〇
南滿十箇部落	一一・八	二九・五	四一・三	一〇〇

斯る割合を占める多數農家の民心を把握統一するか離反離させるかは實にこの問題の解決如何にあると言つても過言であるまい。

第二に、土地所有と耕作との乖離といふ觀點から、全滿の農耕地の大半が小作地であるといふ状態が、果して國土を培養するために妥當であるか否かといふ事が切實に考慮されねばならない。即ち實態調査の結果から推せば全耕地の優に大半は小作地である。

第百九表 耕作地の自小作別割合 (單位%)

	自作面積	小作面積	耕作面積計
北滿十七箇部落	五〇・七	四九・三	一〇〇
中滿十箇部落	三一・一	六八・九	一〇〇
南滿十箇部落	七一・三	二八・七	一〇〇

斯る高い割合を占める廣大なる國土を耕作經營する小作農家の經濟生活が、本章二節に述べた如き状態にあるとい

ふことは、當然其處に土地のより強度の収奪を餘儀なくしてをるのであつて、何れの作物に就いて見ても小作農家の响當收量は常に自作農家のそれよりは低い。(産調資料1)及び(36)農村實態調査、戸別調査第十二表参照)。地力更生計畫が樹立せられ種々の對策が企てられつゝあるが、地力減耗の原因を單に自然條件や狹義の技術に歸しては正當なる判斷は得られない。例へば肥料に就いても何が肥料を不足せしめるかが先づ問題である。自然科学的に合理的な施肥方法が奨励されても、直接其土地を經營する多くの農家が、必要なる生産費を犠牲にし、最低限度の生活をすら犠牲にせざるを得ない状態の儘であるならば、到底其効果を期待することが出来ない。之は一例であつて、農村構成の健全なる調整、小作・貸借・雇傭關係等の全面的調整そのことが當然の結果として土地の掠奪を阻止するのであつて、斯る對策と結び付いてこそ、始めて自然科学的技術的地力更生計畫も成果を挙げ得るであらう。換言すれば國土の生産力維持培養政策の基調は、農村の社會經濟的諸條件の調整といふ點に先づ根ざさなければならぬ。

第三に、増産計畫の遂行、品種の改良、未耕地の開拓、役畜の改良等、諸般の農業政策の樹立實施に際し、農民又は農村といふものが、もつと直接に切實に取り上げられなければならない。稍々もすれば、農民の生活改善とか農村構成の調整といふ如き問題は、増産計畫や品種改良などには縁遠い様な錯覺が通用し易い。だが事實は反對であつて物よりは人、役畜よりは農家、自然よりは農村そのものが常に基調となるのであつて、此の基調の上に立つてこそ、物も役畜も増殖し、自然も克服されて國は繁榮し、富家強國の實が擧げられるのである。

本章に立論の基礎とした産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」の資料は、單に小作の問題のみに限らず、事苟しくも農家の經濟生活に關する限り、凡ゆる問題に就いて、様々の基礎資料を提供してゐると思ふ。煩を厭はず一般の活潑なる利用に供せられ、幾分なりと政策の遂行に役立ち得れば關係者一同の幸とする所である。(昭和二三・一〇・二二)

(附表) 第十六

經營樣式規模別		に據る	
		収入總計	支出割合
純地主	貸付面積90响以上 (大地主)	10	1.8
	〃 40 〃 (中地主)	10	1.4
	〃 10 〃 (小地主)	10	6.0
	〃 10响未満(極小地主)	10	—
計		10	2.9
地主兼自作	實質的熟地所有面積 200响以上(富農)	10	2.3
	〃 100 〃 (富農)	10	—
	〃 40 〃 (中農)	10	—
	〃 10 〃 (貧農)	10	31.8
計		10	1.3
地 主 計		10	6.5
全 調 査 農 家 總 計		10	5.9
純地主	貸付面積90响以上 (大地主)	1	2.9
	〃 40 〃 (中地主)	1	2.0
	〃 10 〃 (小地主)	1	8.9
	〃 10响未満(極小地主)	1	—
計		1	4.3
地主兼自作	實質的熟地所有面積 200响以上(富農)	1	3.1
	〃 100 〃 (富農)	1	—
	〃 40 〃 (中農)	1	—
	〃 10 〃 (貧農)	1	41.4
計		1	1.9
地 主 計		1	10.9
全 調 査 農 家 總 計		1	9.6
全 調 査 農 家 總 計		1	6.0







(北 滿)

(附表)第十八 地主に於ける小作料の經濟收支に對する一戸當比重 (上欄ハ總評價 下欄ハ現銀)

(單位 圓及%)

註……產調資料(45)の(11)「農家經濟收支」に據る。

經營樣式規模別	小作料收入	收 入			支 出			收入に對する小作料の比重			支出に對する小作料の比重			備 考	
		收入總計(A)	經常收入(B)	農入計(C)	支出總計(D)	經常支出(E)	農出計(F)	(A)と場をたる合	(B)と場をたる合	(C)と場をたる合	(D)と場をたる合	(E)と場をたる合	(F)と場をたる合		
純地地主	貸付面積90响以上(大地主)	530.34	820.28	734.54	709.44	938.66	797.42	247.55	64.7	72.2	74.8	56.5	66.5	214.24	
	〃 40 〃 (中地主)	339.13	567.87	407.19	403.07	518.45	371.00	95.47	59.7	83.3	84.1	65.4	91.4	355.2	
	〃 10 〃 (小地主)	150.78	332.19	237.86	210.01	298.52	199.01	39.95	45.4	63.4	71.8	50.5	75.8	377.4	
	〃 10响未滿(極小地主)	36.92	183.30	110.82	101.97	154.39	116.00	9.29	20.1	33.2	36.1	23.8	31.7	396.3	
	小計	190.08	380.90	232.62	265.01	362.47	218.67	62.82	49.9	67.3	71.7	52.4	70.7	302.6	
地主兼自作	實質的熟地所有面積200响以上(富農)	869.66	5,107.18	4,513.69	4,212.68	3,324.57	2,907.15	1,462.08	17.0	19.3	20.6	26.2	29.9	59.5	
	〃 100 〃 (富農)	744.81	4,471.16	3,639.74	3,576.74	4,373.27	3,524.86	2,069.05	16.7	20.5	20.8	17.0	21.1	36.0	
	〃 40 〃 (中農)	244.77	818.22	566.71	546.95	591.77	522.75	242.31	29.9	43.2	44.8	41.4	46.8	101.0	
	〃 10 〃 (貧農)	91.57	429.26	305.60	289.71	562.40	290.80	86.13	21.3	30.0	31.6	16.3	31.5	106.3	
	〃 10响未滿(半雇農)	129.93	268.65	186.00	164.56	248.92	152.07	26.09	11.1	16.1	18.2	12.0	19.7	114.7	
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地主計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全調查農家總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
純地地主	貸付面積90响以上(大地主)	48.00	435.99	418.70	399.04	565.83	501.64	193.10	11.0	11.5	12.0	8.5	9.6	24.9	
	〃 40 〃 (中地主)	9.53	361.65	228.50	244.38	356.57	239.78	85.15	2.6	4.2	4.2	2.7	4.0	11.2	
	〃 10 〃 (小地主)	0.05	188.42	99.47	79.09	201.75	108.96	30.36	—	—	—	—	—	0.1	
	〃 10响未滿(極小地主)	—	135.65	68.04	64.30	121.66	83.27	8.54	—	—	—	—	—	—	
	小計	6.89	229.44	147.08	134.67	243.89	166.60	50.93	3.0	4.7	5.1	2.8	4.1	13.5	
地主兼自作	實質的熟地所有面積200响以上(富農)	3.50	2,386.96	1,831.36	1,537.25	2,515.94	2,152.18	1,452.21	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	
	〃 100 〃 (富農)	—	2,381.44	1,613.42	1,555.42	2,319.20	1,503.24	1,031.45	—	—	—	—	—	—	
	〃 40 〃 (中農)	—	408.00	199.10	189.43	358.94	297.49	190.98	—	—	—	—	—	—	
	〃 10 〃 (貧農)	—	254.33	135.60	124.58	432.04	162.04	57.98	—	—	—	—	—	—	
	〃 10响未滿(半雇農)	—	167.29	85.20	78.70	163.61	76.68	20.53	—	—	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地主計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全調查農家總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	





(北 滿)

(附表)第二十一 小作人に於ける小作料の經濟收支に對する一戸當比重(總評價) (上欄總評價) (下欄現銀)

註……産調資料(45)の(11)「農家經濟收支」に據る。

經營樣式規模別	小作料支出	支 出			收 入			支出に對する小作料の比重			收入に對する小作料の比重			備 考
		支出總計(A)	經常支出(B)	農業的支出(C)	收入總計(D)	經常收入(E)	農業的収入(F)	(A)と合する百場	(B)と合する百場	(C)と合する百場	(D)と合する百場	(E)と合する百場	(F)と合する百場	
		円	円	円	円	円	円	%	%	%	%	%	%	
自作兼小作	自作面積に小作面積の7割を加へたる面積100响以上(富農)	795.18	3,784.81	3,317.10	2,466.10	3,331.73	3,000.94	2,993.27	21.0	24.0	32.2	23.9	26.5	26.6
	" 50 " (中農上)	148.41	2,123.71	1,803.51	1,017.48	2,357.13	1,912.29	1,840.57	7.0	8.2	14.6	6.3	7.8	8.1
	" 20 " (中農下)	111.29	975.47	879.52	463.20	1,100.10	920.64	866.73	11.4	12.7	24.0	10.1	12.1	12.8
	" 5 " (貧農)	76.20	448.58	417.76	194.33	474.81	421.46	412.13	17.0	18.1	29.2	16.0	18.1	18.5
	" 5响未滿(半雇農)	28.95	231.61	181.51	78.96	240.64	225.94	217.19	12.5	15.9	36.7	12.0	12.8	13.3
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
純小作	小作面積70响以上(中農上)	413.45	1,531.32	1,475.42	920.81	1,622.55	1,544.84	1,544.04	26.9	28.0	45.9	25.4	26.7	26.7
	" 30 " (中農下)	255.00	975.59	910.11	542.73	1,081.37	985.70	978.62	26.1	28.0	47.0	23.6	25.9	26.1
	" 7 " (貧農)	97.47	361.27	332.35	167.01	423.70	355.65	358.77	27.0	29.3	58.4	23.0	26.7	27.2
	" 3 " (半雇農)	21.28	137.54	128.71	40.89	175.28	154.77	146.03	15.5	16.5	52.0	12.1	13.7	14.6
	" 3响未滿(半雇農)	8.02	105.18	97.75	12.97	110.52	94.79	87.17	7.6	8.2	61.8	7.3	8.5	9.2
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 作 人 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 調 査 農 家 總 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自作兼小作	自作面積に小作面積の7割を加へたる面積100响以上(富農)	—	1,761.48	1,298.75	477.23	1,265.60	936.27	928.60	—	—	—	—	—	—
	" 50 " (中農上)	—	1,019.63	705.71	415.43	1,027.95	621.26	550.82	—	—	—	—	—	—
	" 20 " (中農下)	0.67	405.83	320.01	175.50	434.80	277.30	228.70	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3
	" 5 " (貧農)	—	170.89	147.13	55.42	141.69	102.80	99.71	—	—	—	—	—	—
	" 5响未滿(半雇農)	—	137.11	87.01	29.31	143.86	134.66	127.91	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
純小作	小作面積70响以上(中農上)	—	333.91	325.84	213.27	304.00	255.72	255.72	—	—	—	—	—	—
	" 30 " (中農下)	—	255.97	217.21	100.87	229.92	163.61	161.87	—	—	—	—	—	—
	" 7 " (貧農)	—	119.76	104.93	35.63	113.50	76.74	76.02	—	—	—	—	—	—
	" 3 " (半雇農)	—	58.16	52.89	8.17	64.11	47.60	45.81	—	—	—	—	—	—
	" 3响未滿(半雇農)	1.98	60.92	54.36	4.98	60.60	46.57	44.26	3.3	3.6	39.8	3.3	4.3	4.5
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 作 人 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 調 査 農 家 總 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



(中 瀨)

(附表)第二十二の(イ) 小作地附加物状況

(第十小作關係表より)

附加物種類 附加物有無 形態別	房		子		菜園		其		他		備考
	有	無	計	有	無	計	有	無	計		
銀納定租	—	4	4	—	4	4	—	4	4	4	
銀納代物納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
物納代銀納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
物納定租	102	178	280	38	242	280	56	224	280	280	
物納分租	6	31	37	4	33	37	7	30	37	37	
其 他	—	4	4	—	4	4	1	3	4	4	
計	108	217	325	42	283	325	64	261	325	325	

(南 瀨)

(附表)第二十二の(ロ) 小作地附加物状況

(第十小作關係表より)

附加物種類 附加物有無 形態別	房		子		菜園		其		他		備考
	有	無	計	有	無	計	有	無	計		
銀納定租	2	136	138	1	137	138	1	137	138	138	
銀納代物納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
物納代銀納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
物納定租	12	159	171	7	164	171	2	169	171	171	
物納分租	8	49	57	7	50	57	16	41	57	57	
其 他	1	5	6	1	5	6	2	4	6	6	
計	23	349	372	16	356	372	21	351	372	372	



(中 瀬)

(附表)第二十三の(イ) 小作料附加物及小作人の義務

形 無 別	種類別		小作料附加物		小作人の義務		備	考
	有	無	有	無	有	無		
銀 納 定 租	—	4	4	—	4	4	4	
銀 納 代 物 納	—	—	—	—	—	—	—	
物 納 代 銀 納	—	—	—	—	—	—	—	
物 納 定 租	—	259	259	27	253	280	280	小作料附加物に於ける小作料附加物の欄が無く、是等計したる數字内には含まれていない。
物 納 分 租	3	34	37	2	35	37	37	
其 他	—	3	3	—	4	4	4	
計	3	300	303	29	296	325	325	

(南 瀬)

(附表)第二十三の(ロ) 小作料附加物及小作人の義務

(第十小作關係表より)

形 無 別	種類別		小作料附加物		小作人の義務		備	考
	有	無	有	無	有	無		
銀 納 定 租	1	137	138	0	139	138	138	
銀 納 代 物 納	—	—	—	—	—	—	—	
物 納 代 銀 納	—	—	—	—	—	—	—	
物 納 定 租	3	168	171	5	166	171	171	
物 納 分 租	27	30	57	9	48	57	57	
其 他	1	5	6	0	6	6	6	
計	32	340	372	14	358	372	372	

(中 滿)

分 擔 方 法	地 主						考
	國費 全額 村額	國縣 と 村 全費額	國縣 と 村 全費部	國全 縣 稅額	國と 縣 全稅額	國と 縣 全稅額	
屯 別	榆 樹	3	28	—	14	—	し(不明)
	德 惠	5	—	—	—	16	
	九 台	11	—	—	—	—	
	教 化	—	—	—	31	—	
	磐 石	1	—	—	33	—	
	海 龍	3	—	7	3	—	
	懷 德	6	1	—	2	14	
	伊 通	1	15	5	9	—	
梨 樹	—	—	—	—	9	の分擔方法は 捐半額3件宛 同く全額1件	
西 豐	2	—	—	1	1		
計	32	44	12	93	40		
百 分 比	9.84	13.54	3.69	28.62	12.31	2.1	
形 態 別	銀納定租	1	—	—	1	—	の分擔方法は 課半額2件全
	銀納代物納	—	—	—	—	—	
	物納代銀納	—	—	—	—	—	
	物納定租	23	43	10	91	25	
	物納分租	7	1	2	1	15	
	其 他	1	—	—	—	—	
計	32	44	12	93	40		
百 分 比	9.84	13.54	3.69	28.62	12.31	2.1	

三八七—三八八

三八八

(中 滿)

(附表)第二十四の(イ) 租 税 公 課 分 擔 状 況 (單位件數)

分擔方法	地 主 の 負 擔													小 作 人 の 負 擔										備 考								
	國費 全額 村額	新 縣と 費村 全額	半 縣と 費村 全額	額 一 費部 全額	全 縣 費 額	國 と 費 額	半 縣 費 額	額 一 費部 全額	國 村 費 額	と 一 費部 全額	國 費 全額	其 他	分 擔 方 法	負 擔 無	合 計	國費 全額 村額	縣全 費村 費額	縣と 半 費村 費額	額 一 費部 全額	縣と 半 費村 費額	額 一 費部 全額	縣半 費村 費額	村費 全額		村費 半額	村費 一部	其 他	分 擔 方 法	負 擔 無	合 計		
屯 別	樹 德 九 教 磐 海 懷 伊 梨 西	3	28	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	—	—	—	—	—	—	—	14	28	—	—	—	—	—	3	45	村費なし(不明)
	樹 惠 台 化 石 龍 德 通 樹 豐	5	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	5	22		
	—	11	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	15	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	12	15			
	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	31		
	—	1	—	—	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34	—	—	—	—	—	—	—	33	—	—	—	—	—	1	34		
	—	3	—	7	3	—	—	—	—	18	2	—	—	—	33	—	2	—	18	—	—	—	3	—	—	7	—	—	3	33		
	—	6	1	—	2	14	8	—	—	—	6	—	—	—	41	2	6	—	—	8	14	2	1	—	—	—	—	—	6	40		
	—	1	15	5	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—	—	9	15	5	—	—	—	—	2	31		
計	32	44	12	93	40	9	39	18	25	8	5	325	4	25	39	18	9	40	62	44	12	6	66	325	其の他の分擔方法は 前課前捐半額3件宛 地主は同く全額1件							
百分比	9.84	13.54	3.69	28.62	12.31	2.77	12.00	5.54	7.69	2.46	1.54	100%	1.23	7.69	12.00	5.54	2.77	12.31	19.03	13.54	3.69	1.85	20.30	100%								
形 態 別	銀納定租	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	4	4	
	銀納代物納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
	物納代銀納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
	物納定租	23	43	10	91	25	5	38	18	21	2	4	290	3	21	38	18	5	24	61	43	10	2	55		230						
物納分租	7	1	2	1	15	4	1	—	4	2	—	37	1	4	1	—	4	16	1	1	2	1	6	37								
其の他	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	3	4		
計	32	44	12	93	40	9	39	18	25	8	5	325	4	25	39	18	9	40	62	44	12	6	66	325								
百分比	9.84	13.54	3.69	28.62	12.31	2.77	12.00	5.54	7.69	2.46	1.54	100%	1.23	7.69	12.00	5.54	2.77	12.31	19.08	13.54	3.69	1.85	20.30	100%								

三八七—三八八

(南滿)

(附表)第二十四の(ロ) 屯別租稅公課分擔狀況 (單位件數)

經營別 分擔方法	地主負擔									小作人負擔								備考	
	國稅全額	國全縣稅額	國費全額	縣稅全額	縣全稅村費額	村費全額	村全費公課額	其他分擔法	計	國稅全額	國全縣稅額	國費全額	縣稅全額	縣費全額	村費全額	村課全額	其の他分擔方法		計
屯別	遼陽	—	43	6	—	—	—	—	7	56	—	—	5	—	—	42	7	54	
	蓋平	—	8	10	—	—	—	—	—	18	—	—	—	—	6	—	—	6	
	鳳城	9	23	—	—	—	—	—	2	34	—	—	4	9	26	—	—	39	
	莊河	—	12	2	—	5	—	—	22	41	—	—	7	—	12	—	23	42	
	盤山	—	4	6	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	2	—	7	9	
	黑山	—	—	26	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	1	1	
	新遼	—	35	7	—	1	—	—	—	44	—	—	2	—	10	—	34	46	
	遼中	—	—	10	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	
鐵嶺	—	56	—	—	—	—	—	—	56	—	—	—	—	50	—	6	56		
庫法	—	43	1	—	—	—	—	1	46	—	—	—	—	1	43	—	2	46	
合計	10	225	63	—	6	—	—	32	341	—	—	18	—	10	149	42	80	299	
百分比	—	—	19.9	—	—	—	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	100%	
形態別	銀納定租	2	100	14	—	3	—	—	119	—	—	9	—	2	59	39	3	112	
	銀納代物納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	物納代銀納	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	物納定租	6	86	43	—	3	—	22	160	—	—	8	—	6	79	3	32	128	
	物納分租	—	37	9	—	—	—	10	56	—	—	1	—	—	10	—	45	56	
其他	2	2	2	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	2	1	—	—	3	
合計	10	225	68	—	6	—	—	32	341	—	—	18	—	10	149	42	80	299	
百分比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(外=地主全額負擔件數 六拾一件 不明件數十二件)									—

三八九—三九〇



(中 滿)

(附表)第二十五の(イ) 小作契約時期別件数

契約時期別 地 別	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	十二 月	其 他	不 明	計	備 考
樹 惠 合 化 石 龍 徳 通 樹 豊	12	22	2	-	-	-	-	-	-	-	1	2	6	-	-	45	
楡 徳 九 敏 磐 海 懷 伊 梨 西	1	6	-	-	-	-	-	6	-	-	-	2	7	-	-	22	
計	13	28	2	-	-	-	-	-	-	1	4	4	3	-	3	15	
百 分 比	21.82	34.46	3.38	0.62	0.31	-	-	1.85	0.31	4.31	8.92	16.00	7.08	0.94	100%		

(南 滿)

(附表)第二十五の(ロ) 小作契約時期別件数

契約時期別 地 別	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	春	秋	不 明	計
陽 平 城 河 山 山 民 中 積 庫	12	16	4	4	-	-	-	-	2	4	2	14	-	-	4	82
遼 蓋 鳳 庄 盤 黑 新 遼 鐵 法	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	14	-	-	-	18
計	12	18	4	4	-	-	-	-	3	4	3	28	-	-	4	100
百 分 比	27.98	24.46	9.66	1.08	0.54	2.15	0.27	-	1.34	6.18	2.42	13.71	1.08	5.64	3.49	100

(中 滿)

(附表)第二十六の(イ) 小作契約期限別件数

期限別	小作契約期限別件数												無 計 備 考	無 計 備 考					
	一年未満	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	二十五年以上	三十年以上	不定期	無期限							
地 別	樹惠合化石 龍徳通糧		1	1	1	1							1		12		45	形 態 別 の 他 は 銀 納 分 益	
	楡橋九教塾 海嶺守製西	32	22	14	34										1		29		22
計 分 百 比	214	65.84	2	0.62	7	2.15	10	3.08					1	0.31	4	1.23	12	75	280
形 態 別	銀納代定分の銀納の 銀納物納の 銀納物納の その他	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
計 分 百 比		214	2	0.62	7	10				1			4	0.31			12	75	280
		65.84	0.62	2.15	3.08								1.23				23.08	100%	325

(南 滿)

(附表)第二十六の(ロ) 小作契約期限別件数

期限別	小作契約期限別件数												合 計	備 考					
	一年未満	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	二十五年以上	三十年以上	不定期	無期限							
地 別	陽平城河山 山長中鐵庫		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		形 態 別 の 他 は 銀 納 分 益
	遼寧鳳莊 繼學新鐵法	53	18	13	9	10	26	41	10	54	50							62	
計 分 百 比	289	77.69	1	0.27	8	2.15	1	0.27										138	—
形 態 別	銀納代定分の銀納の 銀納物納の 銀納物納の その他	119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 分 百 比	289	77.69	1	0.27	8	2.15	1	0.27										171	57
	77.69	0.27	2.15	0.27													19.62	100%	327

(中 滿)

(附表)第二十七の(イ) 小作契約繼續年數別件數

繼續年數別	件數										計	備考		
	一年未満	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	三十年以上	不明				
地別	樹膠合化石 龍徳通徳鹽													
	檳榔九教警 海懐伊梨西	19	12	11	22	17	14	12	11	7	23	45	22	
計 分 比		148	44	83	1015	33	6	185	0.92	1.85	6	1	1	325
		45.53	13.54	25.54	10.15	10.15	1.85	0.92	1.85	0.31	0.31	0.31	100%	325
形態別	租物納租他	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	銀納物納其	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 分 比		148	44	83	33	6	3	6	1.85	0.92	1	1	325	
		45.53	13.54	25.54	10.15	1.85	0.92	1.85	0.31	0.31	0.31	100%	325	其他は銀納分益のこと

(南 滿)

(附表)第二十七の(ロ) 小作契約繼續年數別件數

繼續年數別	件數										合 計	備考		
	一年未満	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	三十年以上	不明				
地別	陽平城河山 山民中横庫													
	蓬蓋鳳莊盤 墨新邊鐵法	32	19	17	5	6	19	10	24	14	62	18		
計 分 比		149	65	64	16.67	11	1.34	2.42	1.08	0.81	3	372		
		40.05	17.47	17.20	16.67	2.96	1.34	2.42	1.08	0.81	100%	372		
形態別	租物納租他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	銀納物納其	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計 分 比		149	65	64	16.67	11	1.34	2.42	1.08	0.81	3	372		
		40.05	17.47	17.20	16.67	2.96	1.34	2.42	1.08	0.81	100%	372		



(中 滿)

附表第二十八の(イ) 小作契約期限別繼續年數 (單位件數)

總年數別 期限別	一年未滿	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	三十年以上	不明	計	備考
一年未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一年以上	—	10E	—	—	—	—	—	—	—	—	214	—
二年以上	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	2	—
三年以上	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	7	—
五年以上	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	10	—
十年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十五年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二十年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	148	44	88	33	6	3	6	1	1	325	—
百分比	—	45.68	13.54	25.54	10.15	1.85	0.92	1.85	0.31	0.31	100%	—

(南 滿)

附表第二十八の(ロ) 小作契約期限別繼續年數 (單位件數)

總年數別 期限別	不明	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	三十年以上	合計	備考
一年未滿	2	23	6	20	15	1	—	5	1	73	—
一年以上	—	120	57	43	47	9	—	4	3	289	—
二年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十五年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二十年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3	149	65	64	82	11	5	9	4	372	—
百分比	0.81	40.05	17.47	17.20	16.67	2.96	1.34	2.42	1.08	100%	—

## 後記

本篇は曩に公刊された産調資料(45)の(2)「小作關係並に慣行篇」—康徳元年度農村實態調査報告書—の後を受けて、北・中・南滿三十七箇部落の實態調査部落に於ける現行小作關係に就いて取纏めたものである。

最初第一回の農村實態調査に参加し、引續いて此の光榮ある調査の取纏めに際して小作問題の取纏めを分擔した時の意圖では、先づ、北・中・南滿別に現行小作關係並に慣行に就いて成るべく忠實に諸材料を整理し、其の上で更にそれらの整理されたる素材を基礎として、全滿を通じての歴史的社會的視野に於いて何分の判断を下す豫定であつた。其つもりで先づ取り敢へず北滿三十七箇部落に就いて前記報告書が執筆されたのであつたが、引續いて南滿中滿と取纏め進行中に於いて四圍の事情が一變し、臨時産業調査局は康徳四年六月限り廢止せられて切つ角の實態調査の取纏めも官房資料の極小人數で取急ぎ首尾を附けねばならぬ事となつた。

そこで本篇の稿を起すに際しては、最初に意圖して居た取纏めの順序を省略して、一舉に南・中・北滿を通じて觀た小作關係の分析を行ひ、同時に南滿中滿の小作慣行を以つて斯る分析を補充し、兎に角一應の判断文は假令執筆者個人の私見であつても之を下して見る事を職務として仕事を進めたのである。所が實際此の仕事を進めて居ると、一つの判断に到達する爲には、假令一應の判断とは言ひ條、幾多の困難を免れず、就中現在の諸關係を必然附ける歴史的根據を得るのに焦慮低徊して居るうちに、四圍の事情は更に逼迫して了つたので、本意ならずも本篇の如きものを書き上げざるを得ない面目ない次第となつたのである。

だから、本篇では主として南北中滿を通じて見た現在の小作關係の分析を中心として取扱ひ、南滿及び中滿の小作慣行に就いては殆んど觸れられて居ない。けれども此の篇は此の篇として全然纏つて居ないといふ譯でもないであつて、冒頭の第一章だけでも、最も簡単な仕方で滿洲の小作に關する執筆者の諸問題は提起してあるし、又、末尾の第六章は北滿のみに關してはあるが農家經濟に集注的に表現された諸現象が首尾相應して述べられて居る譯である。此の首尾の二章だけで性急に判斷を擱むといふ事は無理なのであるが、挿入された全部の統計表と照らし合せて全章を通讀すれば、小作關係の現状に對する大雜把な映像は結ばる筈である。

然し乍ら小作慣行の重要性に就いては申す迄もないのであつて、慣行の慣行たる所以即ち歴史的に裏付けられたる現行諸慣行の補強を俟たねば小作問題を正しく擱む事は困難である。就中、南滿及び中滿に於ける小作慣行は北滿に於けるその謂はゞ本家になる様なものであつて、北滿の小作慣行は、中南滿の小作慣行に當然溯らねばならぬと考へても差支へあるまい。斯の様な歴史的根據の究明把握には、單に各地農村に於ける現状のみならず、既往の諸文献に迄深く涉獵せねばならぬ。此の事は後の機會に残された大きな宿題である。

本篇の取纏めに就いては、産業調査局以來引續き一貫して集計の任務を擔當して下された同僚官倉北光、中島武文新地國雄其他諸氏の勞に負ふ所甚大である。衷心感謝の意を表する次第である。

康徳五年十二月

執筆者 愛 甲 勝 矢

本 書

康徳五年十二月三十日印刷  
康徳五年十二月三十一日發行

### 産業部大臣官房資料科

新京特別市西七馬路十四號

印刷人 駒 越 五 貞

新京特別市西七馬路十四號

印刷所 滿洲圖書株式會社

康徳五年十二月三十日印刷  
康徳五年十二月三十一日發行

だから、本篇では主として南北中滿を通じて見た現在の小作關係の分析を中心として取扱ひ、南滿及び中滿の小作慣行に就いては殆んど觸れられて居ない。けれども此の篇は此の篇として全然纏つて居ないといふ譯でもないのであつて、冒頭の第一章だけでも、最も簡単な仕方で滿洲の小作に關する執筆者の諸問題は提起してあるし、又、末尾の第六章は北滿のみに關してはあるが農家經濟に集注的に表現された諸現象が首尾相應して述べられて居る譯である。此の首尾の二章だけで性急に判斷を擱むといふ事は無理なのであるが、挿入された全部の統計表と照らし合せて全章を通讀すれば、小作關係の現状に對する大雜把な映像は結ばる筈である。

然し乍ら小作慣行の重要性に就いては申す迄もないのであつて、慣行の慣行たる所以即ち歴史的に裏付けられたる現行諸慣行の補強を俟たねば小作問題を正しく擱む事は困難である。就中、南滿及び中滿に於ける小作慣行は北滿に於けるその謂はゞ本家になる様なものであつて、北滿の小作慣行は、中南滿の小作慣行に當然溯らねばならぬと考へても差支へあるまい。斯の様な歴史的根據の究明把握には、單に各地農村に於ける現状のみならず、既往の諸文献に迄深く涉獵せねばならぬ。此の事は後の機會に残された大きな宿題である。

本篇の取纏めに就いては、産業調査局以來引續き一貫して集計の任務を擔當して下された同僚官倉北光、中島武文新地國雄其他諸氏の勞に負ふ所甚大である。衷心感謝の意を表する次第である。

康徳五年十一月

執筆者 愛 甲 勝 矢

製本控

1424圖	298號	年	月	日
[滿洲帝國]産業部資料 第401. 滿洲に於ける小作関係(康徳元.2.3年度農村実態調査報告書)				
滿洲帝國國務院産業部大臣官房資料科編印				
備考				

14.2  
898

大引有良...

14.24  
898

終